

F-35B戦闘機を含む軍用外来機飛来・暫定配備等に抗議し、即時撤去を
求める意見書

平成29年6月26日16時50分ごろ、事前連絡もなく、海兵隊岩国基地より最新鋭ステルス戦闘機F-35B2機が初めて嘉手納基地に飛来、翌27日10時ごろにも同2機が飛来、同日昼ごろにはFA-18戦闘攻撃機2機も飛来してきた。嘉手納町屋良では、26日に100.2デシベル、27日に100.6デシベルを記録し、本町を含む近隣市町村にも爆音をまき散らした。

F-35をめぐることは、米国内において操縦士が低酸素症のような症状に見舞われる事案が先々月から5件を数え、6月9日に同様な事案の発生を受け飛行停止となっていた。理由は特定できていないが懸念は取り除かれたとして21日に飛行停止措置を解除しているが、開発段階から事故が相次ぎ、事故の危険性や爆音の増加など懸念は高まる。また、米国本国にて騒音激化による提訴を受けた事例を今回は沖縄だからという事で放置されるような事があってはならない。

5月に米コロラド州バックリー空軍基地よりF-16戦闘機12機、韓国オサン基地よりU-2偵察機4機と航空兵が飛来・訓練をし、爆音はもちろんのこと日米間の航空機騒音規制措置で運用が制限される時間帯を大幅に超えた飛行や運用により周辺住民の負担は増加し、我々の懸念や抗議・要請を無視する形で連日進められている。

外来機飛来、旧駐機場の使用やパラシュート降下訓練など沖縄の基地を取り巻く環境は、特例という言葉や形骸化した協定の運用により、自由使用され、負担は増加し、日米両政府のいう負担軽減とは乖離・逆行し、受忍限度を超えている。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 軍用外来機飛来・暫定配備・訓練を中止し、即時撤去させること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施させ、これ以上の機能強化をさせないこと。
- 3 騒音防止協定を遵守させること。
- 4 旧駐機場を使用させないこと。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 6 すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月14日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長